

一般社団法人中東欧ワイン・リカー文化協会 会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

本会員規約は、一般社団法人中東欧ワイン・リカー文化協会（以下「当法人」という。）の会員制度について定めるものとする。

第2条 (会員)

当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続きに基づき入会を申し込みされた個人、法人又は団体であり、次の2種とする。

法人会員：当法人の目的に賛同し、当法人の運営に協力する法人及び団体とする。

種別はフレンドシップ会員とプレミアム会員のいずれかとする。

個人会員： 当法人の目的に賛同し、当法人の運営に協力する個人とする。

種別はフレンドシップ会員とプレミアム会員のいずれかとする

第2章 入会及び退会

第3条 (入会)

当法人の会員になろうとするものは、入会申込を下記のいずれかの方法で行う

- (1) 当法人の HP 上の申し込みフォームを用いて、当法人が定めた必要事項を必要事項を記載の上、送信
- (2) インターネットを用いて、当法人のメールアドレス宛に e-mail の本文に当法人が定めた必要事項を記載の上、送信

第4条 (入会申込みの不承認)

当法人の会員になろうとする者に、次の各号のいずれかの行為が認められた場合、入会申込みの承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合。

第5条（会費）

入会金及び会費は、次に定めるとおりとする。

法人会員：フレンドシップ会員 年1、100円（税込）

プレミアム会員 年11、000円（税込）

個人会員：フレンドシップ会員 年0円

プレミアム会員 年5、500円（税込）

2 会費は年会費制とし、申し込み日から一週間以内に入会後当法人が定める銀行口座に、一括で振り込むものとする。その際の振り込み手数料は会員負担とする。

※但し個人会員のフレンドシップ会員は除く。

3 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。 ※但し個人会員のフレンドシップ会員は除く。

第6条（有効期間）

本規約に基づく会員有効期間は、年会費の入金日から翌年同日の前日までとする。

2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第7条（変更の届出）

会員は、その名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。

2 会員が、本条第1項の変更申込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第8条（退会）

退会しようとする会員は、退会の30日前までに、退会の意思を下記のいずれかの方法で伝えなければならない。

(1) 当法人のHPの既定のフォームに退会意思を記載し、送信

(2) インターネットを用いて、当法人のメールアドレス宛にe-mailに退会意思を記載して、送信

2 未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。※但し個人会員のフレンドシップ会員は除く

第9条（会員資格の喪失）

当法人は、定款に定めるほか、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を喪失させることができる。

（1） 他者又は当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。

（2） 会費の納入が、有効期間の最終日から起算して3ヶ月以上遅滞したとき。

（3） 本法人の活動を通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。

（4） 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

（5） 本規約、その他当法人が定める規則に違反したとき。

（6） その他、本法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

2 会員が総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知したときに会員たる資格を喪失する。

第10条（会員資格喪失後の権利及び義務）

退会又は除名により会員の資格を喪失したものは、会員の資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第3章 特典

第12条（特典）

法人会員には次の特典を提供する。

（1） フレンドシップ会員

当法人協力のワイン・食品取り扱い企業斡旋

当法人及び当法人協力企業・団体主催のイベント案内

当法人管理のインターネット上のマップにマーキング

（2） プレミアム会員

当法人協力のワイン・食品取り扱い企業斡旋

当法人及び当法人協力企業・団体主催のイベントにご案内

当法人作成の資料提供（簡易版）

当法人作製のインターネット上のマップにマーキング

マップ上に会員情報を記載

当法人提供のQ&A受付サービス（情報提供など）

その他別紙に定める各種サービス（有償オプション）の提供

2 個人会員には、次の特典を提供する。

(1) フレンドシップ会員

当法人もしくは協力企業が主催するイベントにフレンドシップ会員として案内
当法人推薦商品を当法人協力企業において、フレンドシップ会員価格にて紹介
(販売は当法人協力企業となる)

(2) プレミアム会員

当法人もしくは協力企業が主催するイベントに正会員としてご案内
当法人推薦商品を当法人協力企業において、正会員価格にてご紹介
(販売は当法人協力企業となる)

当法人提供の Q&A 受付サービス (情報提供など)

当法人提携店舗でのワイン特典

その他別紙に定める各種サービス (有償オプション) の提供

第4章 免責及び損害賠償

第13条 (免責及び損害賠償)

戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。

2 会員は、当法人が提供する特典及び当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

6 登録メール又はパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。

7 他会員の情報が不正確又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について当法人は一切責任を負わないものとする。

8 当法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。

9 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に

かかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、当法人が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。

10 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第5章 個人情報保護

第14条 (個人情報保護)

当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第6章 反社会的勢力への対応

第15条 (反社会的勢力への対応)

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第7章 本規約の変更

第16条（本規約の変更）

本規約の変更は、理事会決議による。

以上、当法人すべての会員に本規約を配布する。

附則

本規則は、令和4年7月11日から施行する。